

附則

この省令は、昭和四十四年六月一日から施行する。

○農林省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十四年五月二十八日

農林大臣 長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「新潟」の下に、「直江津」を、「田子の浦」の下に、「蒲郡」を、「小松島」の下に、「高松」を、「博多」の下に、「三池」を加え、同項第二号中「鴨池」の下に、「笠利」を加え、同条第二項第一号中「豊橋」を「八戸、石巻、豊橋」に改め、「蒲郡」を削り、「福山」の下に、「三田尻中岡」を加え、「三池」を削り、同項第三号中「直江津」を「木更津」に改め、「蒲郡」及び「高松」を削り、「高知」の下に、「刈田」を加え、「三池」を削る。

附則

この省令は、昭和四十四年六月一日から施行する。

告

示

○法務省告示第四百八十一号

左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 愛知県碧海郡刈谷町大字元刈谷字中根道五十五番地  
住所 同県刈谷市大字半城土字大沢三十三番地十三

伊藤信二郎(朴信二郎) 昭和十一年八月二十日生

○法務省告示第四百八十二号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 大阪府吹田市大字江の木千三百六十八番地  
住所 同府東久留米市京町二百四十六番地

金森千枝子(金千枝子、武藤千枝子) 昭和二十年三月十八日生

○法務省告示第四百八十三号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 北海道函館市東川町十一番地の三  
住所 同所十五番七号

白川千恵子(鄭千恵子) 昭和二十一年一月二十四日生

○通商産業省令第四十六号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第三十條の規定に基づき、石炭鉱山保安規則の一部を改正する省令を次のように制定する。  
昭和四十四年五月二十八日

通商産業大臣 大平 正秀

石炭鉱山保安規則の一部を改正する省令  
石炭鉱山保安規則(昭和二十四年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
第七十條の二第一項ただし書中「ただし」の下に、「亜炭鉱山において」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第四十一号

建設省定員規則を廃止する省令を次のように定める。  
昭和四十四年五月二十八日

建設大臣 坪川 信三

建設省定員規則を廃止する省令  
建設省定員規則(昭和三十六年建設省令第二十二号)を廃止する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

○法務省告示第四百八十四号

左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 大阪府大阪市城東区今津町千三百三十八番地  
住所 同区茨田諸口町百五十一番地

李 トシ子(石田トシ子、李野トシ子) 昭和十九年十二月十六日生

○法務省告示第四百八十五号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 朝鮮全羅南道順天郡以下不詳  
住所 新潟県新潟市船江町一丁目百四番地二十七

金 野母(清川アキ子) 大正十一年三月三日生

出生地 新潟県新潟市津波作場以下不詳  
住所 東京都北区滝野川七丁目二十五番五号

姜 八江子(清川八江子) 昭和二十五年八月二十六日生

○法務省告示第四百八十六号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 朝鮮 朝鮮 濟州道北濟州郡涯月面水山里九百九番地  
住所 大阪府箕面市箕面千五百七十六番地 高 戊松(山村孝一) 明治四十一年二月二十日生

○法務省告示第四百八十七号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 東京都北多摩郡砂川町七百四十六番地  
住所 東京都小平市喜平町千三十四番地 松本 憲治(鄭憲安、鄭憲安) 昭和八年四月二十一日生

出生地 東京都葛飾区高砂町八百十三番地  
住所 東京都小平市喜平町千三十四番地 松本 紀子(鄭紀子) 昭和三十四年四月十五日生

出生地 東京都葛飾区本立石町三百六十番地  
住所 東京都小平市喜平町千三十四番地 松本 基結(鄭基結、松本裕治) 昭和三十七年七月二十二日生

○法務省告示第四百八十八号  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和四十四年五月二十八日

法務大臣 西郷吉之助

出生地 三重県阿山郡上野町大字上野字西日南町千七百七十四番地  
住所 大阪府箕面市箕面千三百三十四番地

出生地 大阪府豊能郡箕面村大字牧落三百六十五番地  
住所 同府箕面市松三三十四番地

南 武雄 昭和五年二月二十七日生

出生地 大阪府豊能郡箕面村大字牧落三百六十五番地  
住所 同府箕面市松三三十四番地

孫 壽蘭(南輝子) 昭和九年一月十五日生